

## Ⅲ 共通事項

感染症の状況等や、政府方針の発表などを踏まえ、入試日程や入試の形態に変更が生じる可能性があります。その場合は、随時、本学ホームページ等でお知らせいたします。

### 1. 入学検定料及び授業料

入学検定料 30,000円

1. 本学所定の電信振込依頼書により銀行窓口で払込みをしてください。
2. 振込手数料は受験者本人の負担とします。
3. 依頼人氏名欄は、受験者本人の氏名を記入してください。
4. 取納印を押してもらってください。

※受験票・受験票学校控え・電信振込依頼書・振込金受領書に関する記入は記入例を参考にしてください。

授業料等（2023年度年額（例）、2024年度も同額の見込みです。）

	入学検定料	入学金	授業料	合計
1年次	30,000円	100,000円	1,100,000円	1,230,000円
2年次		—	1,100,000円	1,100,000円

※授業料の納入方法の詳細については、合格者に別途通知します。

※長期履修学生（後述 6. 長期履修制度概要 参照）については、授業料年額を別途定めます。

※在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

### 学外実習費の実費徴収について

心の健康科学コース公認心理師課程において、公認心理師国家資格取得を目指す学生及び、言語聴覚障害コースにおいて、言語聴覚士国家資格取得を目指す学生は、学外実習が必修になります。学外実習に伴い、実習施設使用料、実習指導者謝礼金、宿舍費用（遠隔地で実習の場合）等が必要になりますので、実習終了後に、かかった経費分を実費徴収させていただきます。詳細については、お問い合わせください。

### 2. 受験に際して注意する事柄

- 受験票：入学試験日までに受験票を郵送するので、試験日に必ず受験票を携帯してください。紛失または忘れた場合は、受付へ申し出てください。
- 万一、受験票が試験前日になっても届かない場合は、本学大学院学務委員会（TEL：(0254)56-8292）にお問い合わせるとともに、試験日に入学検定料振込金受領書を持参してください。
- 机上物：小論文試験中、机上に置くことができるものは、受験票、黒鉛筆（シャープペンシルを含みます）、鉛筆削り（電動式・大型・ナイフ類を除きます）、消しゴム、時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものは除きます）、眼鏡、ハンカチ、ティッシュペーパー、目薬です。
- 遅刻限度：試験開始後20分経過した後は、受験することができません。ただしやむを得ない理由（災害や交通機関の乱れや事故等）の場合は、この限りではありません。
- 面接会場（オンライン入試以外）への入室：誘導があるまで入室することはできません。指定場所で待機してください。
- 発病等：試験の途中で身体に異常が生じた場合、その旨を監督者や面接者に告げ指示に従ってください。
- 緊急時：試験実施中に地震や火事等が発生した場合は、監督者や面接者の指示に従って適切な行動をとってください。
- 途中退出：試験時間中は、原則として途中退出は認めません。ただし、試験中身体に異常が生じた場合、その他トイレ等については、その旨を監督者や面接者に告げ指示に従ってください。
- 飲食：試験中や試験室（オンライン入試以外）での飲食は認めません。
- 携帯電話の取り扱い：携帯電話は試験開始前に電源を切り、カバンの中に入れてください（机の上や中、ポケットの中等、すぐに手が届く場所にしまうことはできません）。
- アラームや時報機能のついた時計の取り扱い：アラームや時報機能のついた時計は試験開始前までにアラームや時報の設定を解除しておいてください。

#### \*感染防止のために

- 受験者の皆さまは、日頃から、各自感染症対策と体調管理に努め試験に臨んでください。
- ・試験室内（オンライン入試以外）では受験者の座席間に間隔を設けるとともに、適宜、試験室の換気を行います。
  - ・試験会場（オンライン入試以外）にアルコール消毒液を設置しますので、適宜、手指の消毒をしてください。
  - ・試験当日は、できるかぎりマスクを着用していただきます。ただし、本人確認のための写真照合の際などには、監督者の指示で一旦マスクを外していただきます。
  - ・万が一、試験当日に体調がすぐれない場合（オンライン入試以外）は、症状等を確認したうえで別室受験とする場合があります。
  - ・試験監督者等もマスクを着用していますので、あらかじめご承知おきください。

#### \* 追試験措置等について

新型コロナウイルス感染症ほか、学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（インフルエンザ、その他）にかかり、治癒していない者は、他の受験者や監督者、その他の者等に感染するおそれがあるため受験できません。申請により追試験を受験できる場合がありますので、本学 大学院 学務委員会まで事前に連絡してください。

TEL：(0254)56-8292 FAX：(0254)56-8291（受付時間は平日の午前9時から午後5時までです。）

### 3. 試験の評価・合否判定方法

配点は小論文120点、面接120点、出願書類60点とし、合計300点満点です。評価は複数人で行います。総合得点が180点（得点率60%）以上の者を合格とします。ただし、小論文と面接のどちらか一方でも、評価者全員の判定がE（A～Eの5段階評価、A：特に優れている。B：優れている。C：普通。D：やや問題あり。E：問題あり。）だった場合は、得点率にかかわらず不合格とします。

### 4. 特待生制度概要

本学には、学業・人物ともに優れた入学試験成績上位者に対して、学費の一部免除の特典を与え、入学後の学業を奨励し学習意欲の高揚を図るとともに、リハビリテーション分野での有為な人材の育成に資することを目的とした「特待生」制度があります。

減 免 内 容	採用予定数
入学金の全額および各年度の授業料のうち100,000円を免除します。	選考基準を充たした上位の者 6名程度（両キャンパス合わせて）

免除された学費の返還義務は一切ありません。

申請方法：入学試験を受験した者は、すべて自動的に特待生の選考対象となります。

特待生選考基準：次のいずれかの条件を満たす者とします。

- ・小論文・面接・書類選考点数の合計が、得点率において70%以上である者のうちから、得点の高い上位の者6名程度。
- ・本学医療学部を卒業した者あるいは卒業見込みの者で、医療学部在籍中4年間（卒業見込みの者にあつては、当該入学試験日までの期間）の通算GPAが3.0以上の者。

結果の通知方法：特待生として選出された者には、合格通知書とともに文書にて通知します。

特待生資格取り消しについて：成績が著しく低下した場合、または特待生としてふさわしくない行為があった場合は、その資格を取り消すことがあります。

※特待生かつ長期履修学生（後述 6. 長期履修制度概要 参照）の場合については、減免後の授業料総額を3年間で支払うものとし、詳細については、お問い合わせください。

### 5. 内部進学者に対する入学金免除制度概要

本学医療学部を卒業したのちに本学大学院に入学する内部進学者は、学部を卒業してから大学院に入学するまでの年数にかかわらず、大学院の入学金を全額免除します。

なお、内部進学者が4で述べた「大学院特待生制度」の対象ともなる場合は、特待生制度を優先して適用します。

### 6. 長期履修制度概要

本学には、職業を有している等の事情により、定められた修業年限では大学院の教育課程の履修が困難な者に限り、標準修業年限2年間を超え、3年間で修学することを認める長期履修制度があります。新入生が入学前に本制度の適用を申請し、それが認められた場合、納入する授業料総額は2年間分をよく、2年間分の授業料を計画した履修年数3年で除した額を毎年納入することになります。ただし、在学中に授業料の改定が行われた場合は再計算されます。この制度は、新入生だけでなく、在籍中の学生が事情変更により条件を満たした場合は、途中（1年次の1月末日までに申請し、2年次の4月から）でも適用されます。途中から適用される場合は、授業料総額が、通常履修2年間の総額より若干、高くなりますのでご注意ください。なお、長期履修を許可された者が、各年次の開始前（1月末日まで）に短縮を申請することも可能です。

新入生の場合は入学手続期間中に、在学学生の場合は1年次の1月末日までに、所定の手続きを行い審査を受けてください。審査後、すみやかに結果を通知しますので、新入生で長期履修の申請をした場合は、入学手続時の入学金以外の学納金は、審査結果の通知を受け取った後、締切日までに納入するようにしてください。

詳細については、お問い合わせください。

### 7. 独立行政法人日本学生支援機構における奨学金の貸与を希望する方へ

#### (1) 大学院での入学時特別増額貸与奨学金

入学月を始期として奨学金の貸与を受ける人は、希望により、入学月の基本月額に以下の金額を増額して貸与を受けることができます。ただし、第一種奨学金又は第二種奨学金の申込者で指定された条件を満たす人に限ります。また、入学前に貸与することはできませんので、ご注意ください。貸与金額：10万円・20万円・30万円・40万円・50万円

## (2) 大学院に在学中の申込み（在学採用）

これまでに日本学生支援機構の奨学金を借りたことのある人は、申し込むことができない場合や借りられる期間が制限される場合があります。また、外国籍の人は申込資格に制限があります。

申込みは大学院を通じて行い、募集は原則として毎年春に行います。大学院入学後、早めに本学事務局にお問い合わせください。第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）及び併用貸与が対象となります。

## (3) 緊急採用・応急採用

主たる家計支持者の失職、破産、事故、病気、死亡等若しくは火災、風水害等の災害等により、家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、随時申込みを受け付けています。本学事務局へ相談してください。

2023年度の例 入学者の貸与月額

第一種奨学金（無利子）	50,000円または88,000円
第二種奨学金（有利子）	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円のいずれか

※長期履修学生の貸与期間について

●第一種奨学金：その在学期間にかかわらず、標準修業年限に該当する期間が最長となります。

●第二種奨学金：採用後に所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

※詳細は独立行政法人日本学生支援機構のホームページにある「大学院に在学中の方」の項を参照してください。

## 8. 入学辞退

入学手続を完了した後、事情により入学を辞退する場合は、2024年3月29日（金）17:00までに、大学院 学務委員会まで電話連絡をしてください。その後、「入学辞退届」を送付しますので、必要事項を記入の上、入学許可証とともに提出してください。期日までに入学辞退を申し出た場合、入学金以外の学費を返還します。（ただし、銀行振込手数料を差し引いた金額です。また入学手続書類は返還しません。）なお入学辞退届の受理後、納入金の返還は銀行振込で行いますが、手続の都合上返還までに約1ヶ月かかりますのでご了承ください。

## 連絡先

新潟リハビリテーション大学 大学院 学務委員会 TEL：0254-56-8292

## 9. 入学者選抜に用いた個人情報の取り扱い

(1) 出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、

- ①入学者選抜（出願処理、選抜実施）
- ②合格発表
- ③入学手続
- ④入学者選抜方法等における調査・研究、分析
- ⑤これらに付随する業務を行うために利用します。

(2) 入学者選抜に用いた試験成績の個人情報は、入学者選抜方法等における調査・研究、分析を行うために利用します。

(3) 出願に当たってお知らせいただいた個人情報及び入試成績は、入学者のみ入学後の

- ①教務関係（学籍、修学指導等）
- ②学生支援関係（健康管理、奨学金申請等）
- ③授業料等に関する業務を行うために利用します。

## 10. 健康状況の把握及び障害のある方への配慮

(1) 入学志願者の健康状況については、原則として入学者選抜の判定資料としません。

(2) 障害のある方が受験される場合において、入学試験時に特別措置等を希望される場合は、出願前に本学大学院学務委員会まで、ご相談ください。なお、特別措置として、以下のような配慮を行うことができます。

小論文試験に際して

- ①拡大文字による出題、拡大解答用紙の作成、ICT機器の活用
- ②試験室座席指定の工夫
- ③試験時間の延長
- ④文書による注意事項の伝達
- ⑤試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置
- ⑥その他

## 11. 被災受験者その他、経済的困窮者に対する特別措置について

被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学のための機会確保を図るために、災害救助法適用地域居住の被災者を対象とした特別措置を設けています。特別措置の適用を希望される方は、本学 大学院 学務委員会まで事前に連絡してください。

TEL：(0254)56-8292 FAX：(0254)56-8291（受付時間は平日の午前9時から午後5時までです。）

また、被災受験者のほか家計が急変した受験者で、入学手続期間内に入学金や授業料の全部あるいは一部の納入が困難である場合は、延納や分納が可能です。詳細については、大学院学務委員会までお問い合わせください。

### \*被災受験者への特例措置について

#### 災害とは

「災害」とは、災害対策基本法に基づき、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」のことをいいます。

#### 対象者について

以下の定義による本学受験者および入学予定者を対象とします。

受験者…災害により被害を受けた年度に、災害救助法適用地域から本学を受験した者。

入学予定者…上記の受験生のうち、合格し、所定の入学金を納めた者。

#### 提出必要書類について

経済的救済措置の適用に関しては、居住地の行政の長が発行する次の公的証明書類、またはそれに準ずる書類の提出を必要とします。

- 1 被災……………被災（罹災）証明書
- 2 その他……………その他学費支弁の困難を証明する書類

#### 受験者および入学予定者への支援内容・経済的救済措置限度額

被害区分AもしくはBに該当する場合に限りです。

被害区分	
A	住家の損失・流出・全壊・全焼・大規模半壊
B	半壊・半焼・床上浸水

受験者に対し、入学検定料を免除もしくは返還します。

入学予定者に対し、入学金を免除もしくは返還します。

#### 入学検定料・入学金減免の可否決定・通知

大学運営委員会で随時審査し、学長が免除（返還）の可否等を決定し、申請者に通知します。

#### 減免の取り消し

虚偽の申請、その他不正の手段により免除（返還）を受けたときには、免除（返還）に相当する金額を納付していただきます。

## IV 大学院段階における「授業料後払い制度」について

以下については、2023年6月15日現在で、2024年度より予定されている内容となります。今後、変更がある場合もありますので、あらかじめご了承ください。（国の制度です）

### 1. 対象学種

大学院の修士段階（修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程。通信教育課程を含む。）

### 2. 対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・2024年度以降に国内の大学院に進学した者（※）
- ・本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者
- ・日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

※2024年度については、上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみが対象となります。

- ①2024年度秋の新規入学者（本大学院は春入学のみであり対象外です）
- ②2024年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となったことがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。当該者については、進学先の大学院が秋まで授業料の納付を猶予する場合、本人からの申出に基づいて、2024年4月からの授業料に遡って支援の対象となります（支援（振込）の時期は5. のとおり2024年秋となります）。

### 3. 後払いとできる授業料の額(以下「支援対象授業料」という。)

- ・年776,000円を上限として大学が請求する授業料が予定されており、2024年度予算編成過程において決定されます。
- ※法的には第一種学資貸与金（無利子の貸与型奨学金）の一形態として、これらの金額に保証料を上乗せした金額を日本学生支援機構から学生に貸与します（貸与額から保証料を天引きした額が授業料相当となるよう、貸与額及び保証料が設定されます。すなわち、授業料相当額及び保証料相当額を併せた額が貸与額となります。当該貸与額を以下「授業料支援金」といいます）。
- ※保証料の支払い（機関保証への加入）を必須とします。
- ※あらかじめ（初回の授業料請求の時点で）大学院独自の授業料減免が個別に学生に適用されている場合を含め、学生への請求額が上記の上限額を下回る場合は、当該請求額を支援対象授業料とします。

### 4. 生活費等の支援として別途貸与を受けられる額(以下「生活費奨学金」といいます。)

- ・月1万円、2万円、3万円又は4万円から学生が選択する額（無利子）
- ※JASSOから学生に対して振り込まれます。
- ※生活費奨学金の貸与を受けないことも可能です。
- ※授業料支援金の利用を申請せずに、生活費奨学金の貸与だけを申請することはできません。
- ※授業料支援金を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできません。
- ※授業料支援金及び生活費奨学金の利用の有無にかかわらず、第二種奨学金の貸与は申請可能です。
- ※保証料の支払い（機関保証への加入）は必須とし、第一種奨学金における保証料の取扱いと同様、上記額から保証料が天引きされます。

### 5. 授業料を後払いとする方法

- ・JASSOから大学に対し、年度の始期に、当該大学における制度利用者の支援対象授業料の合計額が振り込まれます。ただし、秋入学の学生及び授業料減免の適用が各学期の期首になされる大学の学生についてはこの限りではありません。
- ※これにより難い相当の事情が大学に認められる場合は、JASSOから制度利用者（当該大学の学生）に対し、年度の始期に、当該制度利用者の支援対象授業料に相当する額が振り込まれます。
- ※授業料が支援対象授業料の上限を上回る場合、差額は学生から大学に別途納付してください。
- ※2024年度については、2. の※書きのとおり、振込は秋の1回のみとなります。

### 6. 利用者(大学院を修了した学生)からJASSOへの納付の概要

- ・授業料支援金（支援対象授業料及び保証料の合計額）及び生活費奨学金の合計額に達するまで、大学院修了後の所得に同じ、口座引落によってJASSOに納付を行ってください。
- ・所得（前年の課税所得）によって納付年額が決まります。例えば扶養する子供が2人いれば年収400万円程度までは所得に応じた納付は始まりません。
- ・上記年収を上回る場合は「課税対象所得から子供の人数に応じた額を控除した額」の9%を納付することになります。上記年収以下の場合は月2,000円など一定額を納付することになります。
- ・その他の詳細については日本学生支援機構からの通知等を確認してください。

### 7. その他

- ・学期の途中で停止・廃止となった場合も、当該学期に係る授業料支援金の割り戻しや取消等は行わず、卒業後に所得に応じて納付することになります。
- ※仮に退学等による授業料の返金がある場合は、授業料後払い制度を利用していない学生と同様に、大学と学生との間で処理を行うこととなります。
- ※ただし、退学等した翌月（学籍を失った日が月の初日の場合はその月。以下同じ。）以降に本制度による振込が行われた場合（退学日等が遡及したことにより、振込日より前となった場合を含む）は、当該振込については払戻（取消）を行う必要があります。
- ※休学を伴わない留学やダブルディグリープログラムについては、支援が継続（支援を行うのは1大学分のみ）されます。
- ・第一種奨学金における支援の停止・廃止に相当する事由があった学生については、「授業料後払い制度」においても支援の停止・廃止の取扱いとなります。
- ・支援の停止・廃止となった場合の生活費奨学金の運用については、第一種奨学金の例によります。
- ・第一種奨学金と同様に、毎年、適格認定及び業績優秀者免除の判定が行われます。なお、こうした事務において、授業料支援金又は生活費奨学金のいずれか一方のみが廃止や免除になるといった取扱いは予定されていません。
- ・申請後の取消の可否、年度途中の支援の終了の可否その他運用の詳細については日本学生支援機構が定めた通りとなります。